

第6章 環境影響評価方法書に対する意見の概要と意見についての事業者の見解

6.1 方法書の公告

6.1.1 方法書の公告及び縦覧

北九州市環境影響評価条例第8条第2項の規定に基づき、北九州市が環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）についての環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書の提出があった旨及びその他の事項を公告し、方法書を縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和8年3月6日（金）

(2) 公告の方法

令和8年3月6日（金）付の北九州市公報に公告を掲載した。

なお、令和8年3月1日（日）付の北九州市政だよりに縦覧等に関する案内を掲載した。

(3) 縦覧期間

令和8年3月6日（金）から令和8年4月6日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(4) 縦覧場所

方法書の縦覧場所・時間は、表 6.1-1 に示すとおりである。

また、北九州市ホームページにおいて電子縦覧を実施した。

表 6.1-1 方法書の縦覧場所及び時間

縦覧場所	所在地	縦覧時間
北九州市役所 環境局環境監視部 環境監視課	北九州市小倉北区城内1番1号	8時30分～17時15分
北九州市戸畑区役所 総務企画課	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号	8時30分～17時15分
北九州市立文書館	北九州市小倉北区大手町11番5号	9時30分～18時

(5) 縦覧者数

各縦覧場所において、縦覧者名簿への記名は無かった。また、方法書及び要約書を掲載した北九州市ホームページへのアクセス件数は165件であった。

6.1.2 方法書についての説明会の開催

北九州市環境影響評価条例第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

なお、説明会の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は表 6.1-2 のとおりである。

表 6.1-2 説明会の開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
令和 8 年 3 月 19 日（木） 18：30～19：15	ウェルとばた 多目的ホール （戸畑区汐井町 1 番 6 号）	1 名

6.1.3 方法書についての意見の把握

北九州市環境影響評価条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、北九州市が環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 8 年 3 月 6 日（金）から令和 8 年 4 月 20 日（月）まで

(2) 意見書の提出方法

- ・書面による方法（持参、郵送又は FAX）
- ・インターネットによる方法（「北九州市電子申請サービス」による提出）

(3) 意見書の提出状況

北九州市環境影響評価条例第 9 条第 1 項の規定に基づく、方法書についての環境の保全の見地からの意見の提出は無かった。

6.2 方法書に対する北九州市長の意見及び事業者の見解

北九州市環境影響評価条例第8条第1項の規定に基づき提出した方法書に対する同条例第10条第1項の規定に基づく北九州市長の意見（北九環監環第434号、令和8年6月1日）と、これに対する事業者の見解を表6.2-1に示す。

北九環監環第434号
令和8年6月1日

日本製鉄株式会社
九州製鉄所長 中田 昌宏 様

北九州市長 武内 和久



八幡地区（戸畑）焙焼キルン炉新設事業環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見の提出について

北九州市環境影響評価条例第8条第1項の規定により貴社から提出された
「八幡地区（戸畑）焙焼キルン炉新設事業環境影響評価方法書」について、
別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を提出します。

今後、本意見を踏まえ、適切な環境影響評価準備書を作成するようお願い
します。

1 ばい煙について

(1) 硫黄酸化物等の排出濃度について

処理系統の詳細図において、処理対象物としてダスト類に加え、コークス及び石灰が示されているが、ばい煙に関する事項において、排出濃度の諸元はダスト類の投入量、含有される元素の組成想定及び集塵機の性能を基に設定としている。

については、コークス及び石灰の使用量を準備書に記載するとともに、これらの使用に伴い硫黄酸化物等の排出濃度が変わるときは、変更後の排出濃度を用いて調査、予測及び評価すること。

(2) ばいじん等について

酸化亜鉛回収集塵機及び排ガス処理集塵機で回収したばいじん等の処分方法を準備書に記載すること。

2 建設発生土について

対象事業実施区域への埋め戻しが困難な建設発生土については、緑地造成事業に活用する計画とされているが、事前の土壤汚染調査において汚染が判明したときは、新たな環境負荷を生じないように関係法令に従い、適切な対策を講ずること。

表 6.2-1 方法書に対する北九州市長の意見及び事業者の見解

市長意見	事業者見解
1 ばい煙について (1) 硫黄酸化物等の排出濃度について 処理系統の詳細図において、処理対象物としてダスト類に加え、コークス及び石灰が示されているが、ばい煙に関する事項において、排出濃度の諸元はダスト類の投入量、含有される元素の組成想定及び集塵機の性能を基に設定としている。 については、コークス及び石灰の使用量を準備書に記載するとともに、これらの使用に伴い硫黄酸化物等の排出濃度が変わるときは、変更後の排出濃度を用いて調査、予測及び評価すること。	準備書 P. 2-13(15)「(2)副原料の種類」に副原料のコークス及び石灰の使用量を記載しました。 また、ばい煙の排出濃度の諸元は、計画段階環境配慮書より一貫して副原料の使用量を勘案して設定しており、環境影響評価においても副原料の影響を考慮した排出濃度を用いて調査、予測及び評価を行いました。
(2) ばいじん等について 酸化亜鉛回収集塵機及び排ガス処理集塵機で回収したばいじん等の処分方法」を準備書に記載すること。	集塵機で回収するばいじんは、酸化亜鉛の含有量に応じて亜鉛精錬メーカーへ売却または産業廃棄物として引き渡しのいずれかとする計画です。 上記の旨を準備書 P. 2-12(14)「2)排ガス処理設備」に記載しました。
2 建設発生土について 対象事業実施区域への埋め戻しが困難な建設発生土については、緑地造成事業に活用する計画とされているが、事前の土壌汚染調査において汚染が判明したときは、新たな環境負荷を生じないよう関係法令に従い、適切な対策を講ずること。	事前の土壌汚染調査において汚染が判明した際には、新たな環境負荷を生じないよう、土壌汚染対策法に従い適切な対策を講じてまいります。

(空白のページ)